

随意契約理由書

1 業務名称

西成区役所事務用乾式電子複写機（白黒及びカラー）による複写の単価契約（再々リース）

2 契約の相手方

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

3 随意契約理由

当区で契約している乾式電子複写機(コピー機)の単価契約について、令和6年9月30日に契約期間満了となり、現在は令和6年10月1日から令和7年3月31日まで再リース契約している。令和7年4月以降について、新たに入札を実施するとなれば物価及び人件費の高騰により契約単価の上昇が見込まれるが、再々リースの場合、これまでと同価格で借入可能であるという経済性の観点から、令和7年4月1日から令和7年9月30日まで再々リースする。

現行機器を継続してリース提供できるのは、現在契約相手方である富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社のみである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき)に該当するため、上記業者と特名契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所 総務課（電話番号 06-6659-9625）